

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の東京都准看護師試験受験資格に関する要領

平成17年9月21日17福保医人第1250号

一部改正	平成23年	3月18日	22福保医人第2566号
一部改正	平成24年	7月18日	24福保医人第1003号
一部改正	平成25年	5月22日	25福保医人第492号
一部改正	平成26年	6月25日	26福保医人第838号
一部改正	平成28年	5月9日	28福保医人第423号
一部改正	平成28年	11月15日	28福保医人第2010号
一部改正	令和3年	4月28日	3福保医人第425号
一部改正	令和5年	3月16日	4福保医人第2588号

第1 目的

この要領は、東京都における保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第32条の規定に基づく准看護師試験の受験資格に関する基準の適用に当たっての具体的な要件等を定める。

第2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、東京都が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとするもの

第3 審査方法

審査対象者からの申請書類により審査を行い、第4に掲げる認定要件をすべて満たした者に対し、東京都准看護師試験の受験資格の認定を行う。

第4 認定要件

- (1) 審査対象者が外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得るために要した教育が、保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上であるか否かについて、次のア及びイ並びに(2)から(6)までに基づき、東京都准看護師試験委員会において総合的に判断し、認定する。

ア 外国看護師学校養成所の修業年限等

① 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）又は同等と認められる者

② 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

③ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

イ 教育科目の履修時間

履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(2) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

(3) 学校養成所の要件

当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

(4) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

(5) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(6) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

第5 申請書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 東京都准看護師試験受験資格認定願【様式1】

(2) 次のアからエまでの書類のうち、いずれか一つ

ア 住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）

イ 特別永住者証明書

ウ 在留カード

エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）

但し、申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する者の場合は、パスポートの原本を持参し、パスポートのコピーを提出すること。

(3) 医師の診断書【様式2】（日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。）

(4) 外国で取得した看護師免許証の写し

(5) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書

(6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証明書の写し又は卒業証明書

(7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。）

(9) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四における科目及び時間数と卒業した外国の看護師学校養成所の教育内容及び履修時間の対照表【様式3】（教育内容は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書【様式4】（卒業当時のものとする。なお、他の書類により施設現況書に相当する内容を証明できる場合、省略可能である。）
- (11) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国、又は州政府によって正式に認可されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書

附則

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

2 経過措置

平成17年度受験資格認定のための書類提出のうち、日本語能力試験1級認定書に限り、提出期限を平成18年3月24日正午までとする。

この経過措置は、平成17年度に限り適用する。

附則

この要領は、平成23年3月18日から適用する。

附則

この要領は、平成24年7月18日から適用する。

附則

この要領は、平成25年5月22日から適用する。

附則

この要領は、平成26年6月25日から適用する。

附則

この要領は、平成28年5月9日から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年5月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。